

日本セキュリティ・マネジメント学会編集部会規程

JSSM-2-200 2011.8.31 制定

第1条 (目的) 編集部会は、本学会機関誌を構成する「日本セキュリティ・マネジメント学会誌」(以下学会誌と称す)と「日本セキュリティ・マネジメント学会ニュースレター」(以下ニュースレターと称す)の編集を通じて、学会に貢献することを目的とする。

第2条 (構成)

(ア) 編集部会には、常任理事会から任命された部会長を1名置く。

(イ) 編集部会は、部会長に加え、常任理事会から任命された部会員によって構成される。

(ウ) 編集部会には、編集部会で部会員の中から選任され部会長から任命された副部会長を1名置く。

第3条 (役割)

(ア) 学会誌の編集を行うため、編集部会は、次の各項の業務を行い、編集を統括する。

研究論文の査読者選定と査読過程の管理、および判定結果の確定。

研究ノートの査読者選定と査読過程の管理、および判定結果の確定。

解説記事等の企画、立案、原稿依頼、必要に応じて適否判定。

その他編集に必要な業務。

(イ) ニュースレターの編集を行うため、編集部会は、必要な業務を行い、編集を統括する。

第4条 (運営)

(ア) 編集部会は、その役割に関して年度事業計画案を作成し、事業を実行し、年度事業報告の作成を行う。

(イ) 編集部会は、事業の実行に関して、学会事務局に協力を依頼できる。

(ウ) 学会誌編集に係る運営は、次の各項による。

学会誌は年3回の発行とし、機関誌の他の構成要素と共に刊行することができる。

投稿規程は、別に定める。

研究論文ならびに研究ノートの査読および判定は、次の各項に従う。

1. 各論文に対して、その管理を担当する部会員を1名、部会長または副部会長が指名する。

2. 管理の詳細は、当該分野の発展に資することを旨とし、別に定める。

3. 必要に応じて部会審議またはメール審議を行い、前項2.を補うことができる。

査読者名および担当部会員名は、著者に対して開示されない。

(工) ニュースレター編集に係る運営は、次の各項による。

ニュースレターは年3回の発行とし、機関誌の他の構成要素と共に刊行することができる。

各号に対して、正担当の部会員と副担当の部会員をそれぞれ1名定める。

正担当は、当該の号の編集業務を管理する。とくに、部会長の承認のもとで、掲載内容の適否を判断することができる。

第5条（本規程の改廃）本規程の改廃は、編集部会によって発議され、常任理事会の議決により実施される。

附則

この規程は平成23年8月31日から施行する。

以上